「ペットを購入したが病気だった」という相談が増えています！

～郡山市消費生活センターからのお知らせ～

注意

トラブル事例

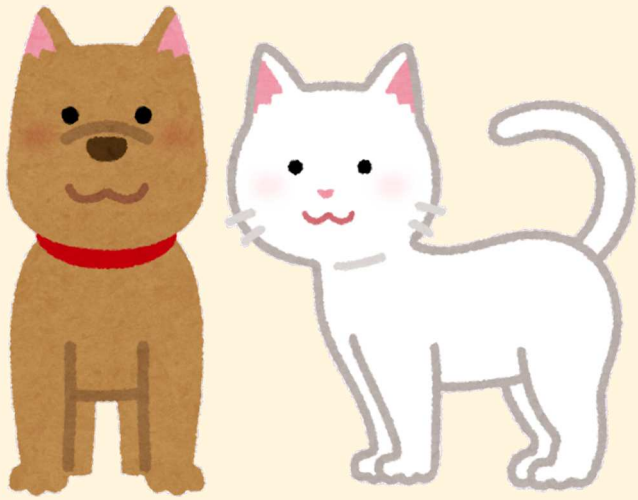

◆ブリーダーからペット犬を購入したが、先天性疾患があることが判明したので返品し損害賠償をしたい。

◆販売会で買ったペット犬が４日後に死んだ。代替犬を受取ったが、やはり６日後に死んだ。返金を希望する。

◆ペットショップで猫を購入したがうなったり噛んだりと様子がおかしい。翌日猫を返却したが、高額な解約料を請求され不満だ。

トラブルにあわないために

◆購入したペットが流通過程で感染症にかかり潜伏している可能性もあります。

◆購入する際は事業所で現物を確認し、対面での説明を必ず受けましょう。

◆契約書の内容を十分確認し、トラブルがあった場合の対応を理解しましょう。

◆ブリーダーから購入する場合には直接会い、信頼できるブリーダーから購入しましょう。

◆ペットは生き物であることを十分に考慮し、安易な購入は避けましょう。

郡山市消費生活センター

☎ 024-921-0333（直通） 又は 188（いやや）（消費者ホットライン）

2022年２月作成